

(別記様式)

[雇用・就労分野]

項目	①理容師及び美容師資格制度 【具体的施策】ア 不適切な施業を取り締る仕組みの改善			
修正案	<p>平成7年の理容師法及び美容師法の改正など、高度化する消費者ニーズに対応すべく、理容師及び美容師の資質を向上させることが望まれている。これは、資格者に負担を強いる一方で、利用者へのサービスや資格者への信頼性が向上し、資格者の処遇の向上につながる。さらに、理容師又は美容師資格を取得して就労を志す者にとってもインセンティブが上がり、意欲のある者が就労することが期待できる。</p> <p>一方で、無資格者等による不適切な施業については、旧態依然とした取締り制度のままで、往々にして放置されているとの指摘がある。不適切な施業がはびこると、利用者の安全・安心が脅かされ、資格者への信頼が失われる。負担の増えた資格者の努力に報いるためにも、より効率的な取締りの仕組みを構築すべきである。</p> <p>よって、理容師及び美容師がその氏名及び資格等を利用者等に明示する仕組みを導入し、利用者及び取締り機関等が、無資格者等による不適切な施業を容易に把握できるようにするべきである。【平成21年度措置】(項目自体を削除)</p>			
修正理由	<p>○現状においても、無資格者による施業が行われることのないよう、保健所による指導、業界団体による適正化努力を行っている。また、無資格者の施業について判明した場合には保健所による立入検査を行い取締まることとしており、閉鎖命令という法的措置もある。このような方法を取るにより十分対応しており、営業者も「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合活動を通じて法律を遵守した営業を行っていることと承知しており、無資格者による不適切な施業がはびこるとい実態は承知していない。</p> <p>○このような状況の中で、新たにご指摘のような無資格者の施業を取り締まるために規制強化を行う理由は見当たらない。基本的なカット技術に特化した資格という必要性のない資格を創設するためにこのような規制強化を図ろうとしているものと考えられ、本末転倒である。</p> <p>○なお、ご指摘のような仕組みを導入するためには、義務付けや守られない場合の制裁措置などを講じることが必要であり、これには法改正を要し、保健所等の体制強化を要するものである。また、他の業務独占資格制度とのバランスについても考慮すべきものである。上記にあるように、特段規制強化の理由がない中で、ご指摘のような仕組みを導入することは困難と考えている。</p> <p>○以上のような問題があることから、本項目については答申案から削除すべきである。</p>			
担当補佐 藤田 博	府省等 厚生労働省	部局 健康局	課室 生活衛生課	電話 5253-1111 (内線 2414) FAX 3501-9554 e-mail fujita-hiroshi@mhlw.go.jp

(別記様式)

[雇用・就労分野]

項目	①理容師及び美容師資格制度 【具体的施策】イ 基本的なカット技術に特化した資格の創設
修正案	理容又は美容に特有のサービスの提供はうけずにカットサービスの提供のみを求める消費者のニーズが顕在化しているにも関わらず、今の制度では、それに不要な技術までも習得して資格を取得しないとサービスを提供できない。また、例えば、理容師資格者が美容所においてカットサービスのみを提供することも許されず、理容師資格に加えて美容師資格も取得することが必要となる。これは、サービス提供者に余分な負担を強いるもので、意欲を有する者が就労する機会を阻害し、さらには、サービス提供の抑制によって消費者の利便性をも害していると言える。よって、理容師及び美容師に共通する衛生の確保及び基本的なカット技術に特化した資格を新設し、「不適切な施業を取り締る仕組みの改善」にて提言したような仕組みを当該資格にも導入した上で、理容所及び美容所での業務を認めるべきである。【平成21年度結論】(項目自体を削除)
修正理由	<p>○カットサービスにおいても理容、美容それぞれに固有の知識技術に基づいてカットを行うことでより利用者のニーズに応えることができることから、カットサービスだけを行う場合においても、理容、美容それぞれに固有の知識や技術は必要である。カット資格のみでは十分なサービスの提供は困難であると考ええる。</p> <p>○理容の業又は美容の業に共通する基本的なカット技術に特化した資格を新設したとしても、理容業・美容業はその多くが小規模経営であることから、理容師・美容師の業務の一部しかできないカット技術に特化した資格を有する者を必要な人材としてどの程度求人するかの見込みは立ちがたく、長期的かつ安定して雇用が確保できる保障もない。</p> <p>さらに、カット技術に特化した資格を有する者が業務に従事しながら、その後、理容師・美容師の資格を取得することは容易なことではない。そのため、カット技術に特化した資格を有する者は、一般的に理容・美容全体の知識を持たない低技能の資格者にとどまることになり、理容業・美容業として必要な職業能力を高める発展性は難しく、また、新たに開業し持続的な営業を行うことは困難と考えられる。さらに、業務独占資格でありながら、全ての理容業又は美容業の業務を行えず、一部のカット専門の店でしか働けない者を作り出すということになることから、理容業、美容業における資格としては不相当と考えている。</p> <p>○仮に、カット技術に特化した資格を設けた場合に理容所、美容所において自らの資格を超えた業務を行うことを防ぐことは極めて困難である。衛生水準の維持が困難であるばかりでなく、理容業、美容業に携わる者の質の大幅な低下を招き、理容師、美容師の資格自体の信頼を損なうおそれがあることから、適切ではない。</p> <p>また、名札の着用等の措置について、カット技術に特化した資格を創設するために行うことは本末転倒である。カット資格のみを有している者がカット行為だけを行っているかどうかを確認するのは困難であり、仮に名札の着用を義務付けたとしても常に監視を行うことは困難であることから、結果的に資格範囲を超えた施術が横行することになる。</p>

○理容師・美容師は異なる施術を行うため、理容師資格・美容師資格を統合する必要はなく、カット専門資格の創設は既に理容師、美容師で十分行えているサービスについて資格の細分化をするのみで、いたずらに制度を複雑化するだけであり、法改正を要する内容であるが、その必要性が高いものとはいいがたい。

○以上のような問題があることから、本項目については答申案から削除すべきである。

担当補佐	府省等	部局	課室	電話 5253-1111 (内線 2414) FAX 3501-9554 e-mail fujita-hiroshi@mhlw.go.jp
藤田 博	厚生労働省	健康局	生活衛生課	

(別記様式)

[雇用・就労分野]

項目	①理容師及び美容師資格制度 【具体的施策】ウ 理容所及び美容所の重複届出の容認
修正案	<p>理容師及び美容師資格制度がそれぞれの法律により規定される別個の制度であることを前提に、理容所と美容所を兼ねる施設を認めない運用が行われている。しかし、理容所又は美容所の開設に当たって法令に規定された手続きは、所定の事項について届出を行った上で、都道府県知事の検査をうけ、所定の措置(常に清潔に保つこと等)を講ずるに適する旨の確認を受けることのみである。理容所及び美容所の重複届出となっていることを理由として届出を認めない取扱いが許されるかは法令上疑義がある。</p> <p>また、ひとつの施設において、利用者が理容及び美容サービス両方をうけられるのであれば、利便性が向上するのは言うまでもない。</p> <p>よって、理容師及び美容師両資格保有者のみが勤務する施設については、理容所・美容所両方の施設としての重複届出及び営業を認め、それに反する指導・運用等がないよう措置すべきである。【平成21年度上期措置】(項目自体を削除)</p>
修正理由	<p>○理容師法に基づく理容所と、美容師法に基づく美容所は、当然に異なる店舗での営業を前提にした制度として法制化されているものであり、法の趣旨を無視した形で同一店舗について理容所・美容所双方の届出を認めることはできない。</p> <p>○理容所については理容師法で「理容の業を行うために設けられた施設」と定められており、美容所については美容師法で「美容の業を行うために設けられた施設」と定められている。また、昭和23年の通知により理髪(現在の理容)と美容の施設はそれぞれ別個に設けなければならないとの運用がなされているなど、永きにわたり営業者・利用者に受け入れられている。</p> <p>したがって、理容の業と美容の業は異なる業であることから、理容所又は美容所のどちらかの施設として届出がなされている施設について、これまでの施設の営業を続けながらも重ねてもう一つの施設として届出がされた場合(理容所として届出がされている施設について、理容所としての届出を廃止しないまま同じ施設を美容所として届け出るなどの場合)、すでに一方の施設として届出が行われていることを理由に届出の要件を満たさないと判断することは法令に抵触するものではない。</p> <p>○理容師、美容師両資格保有者のみが勤務する施設に限って重複届出を認めた場合に、両資格保有者が勤務することを前提にしても、実際には、両資格保有者以外が勤務をし、理容師、美容師いずれかの資格しか持たない者が資格の範囲を超えて施術を行う事態が生じかねず、衛生水準の確保に支障をきたすとともに、利用者に混乱をきたすものと考えられる。</p> <p>○長年定着している理容所と美容所は別々の施設とする運用については理容師法・美容師法の主旨・目的に沿って行われているものであり、重複届出を認めることは制度の運用で行うだけでは法の主旨に反するものと考えられ、法律上の手当てが必要とな</p>

<p>りうる。</p> <p>○以上のような問題があることから、本項目については答申案から削除すべきである。</p>				
担当補佐	府省等	部局	課室	電話 5253-1111 (内線 2414)
藤田 博	厚生労働省	健康局	生活衛生課	FAX 3501-9554 e-mail fujita-hiroshi@mhlw.go.jp